

# 東大阪市の介護予防・日常生活支援 総合事業について (市民向け説明会資料)

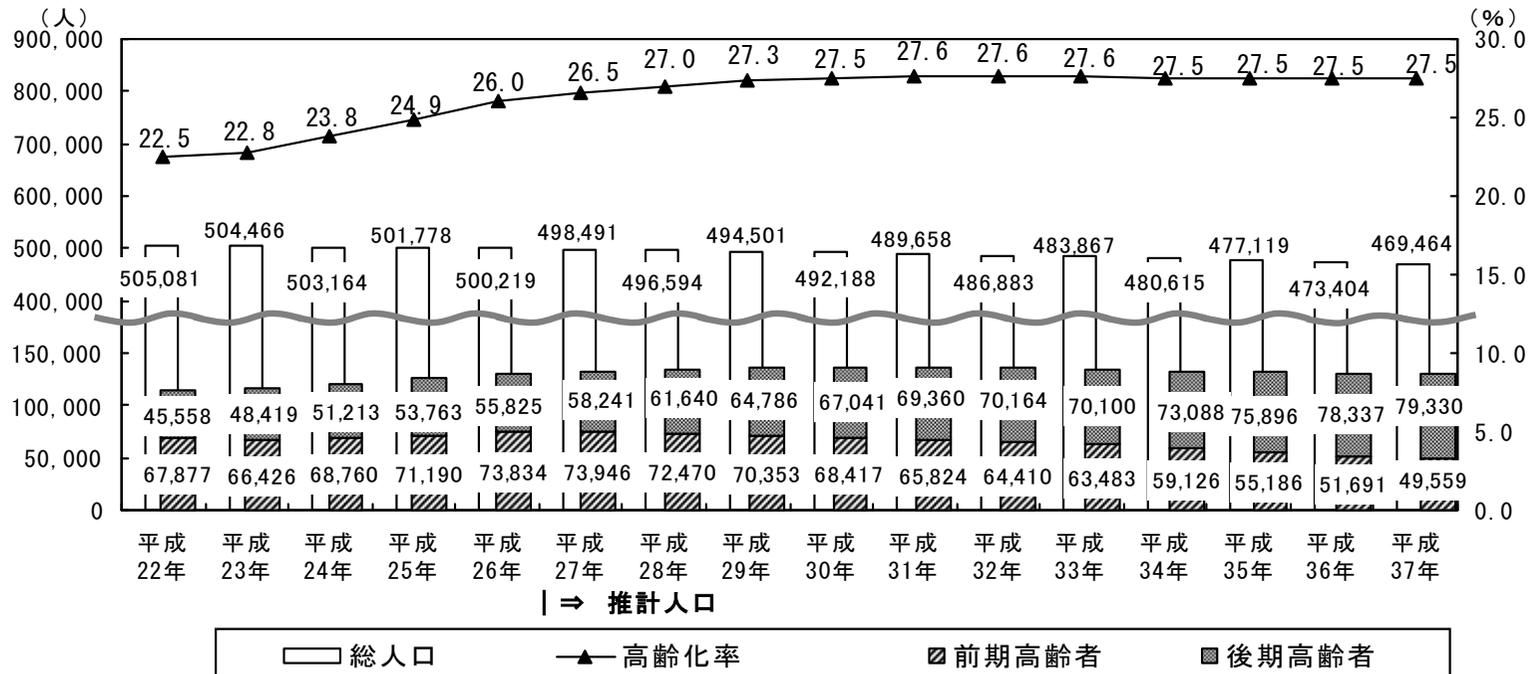
平成28年10月  
東大阪市福祉部高齢介護室  
地域包括ケア推進課

現時点における考え方であり、今後内容に変更等が生じることもございます。予めご了承ください。

# ① 東大阪市の高齢者の現状と将来推計

## 高齢者人口の将来推計

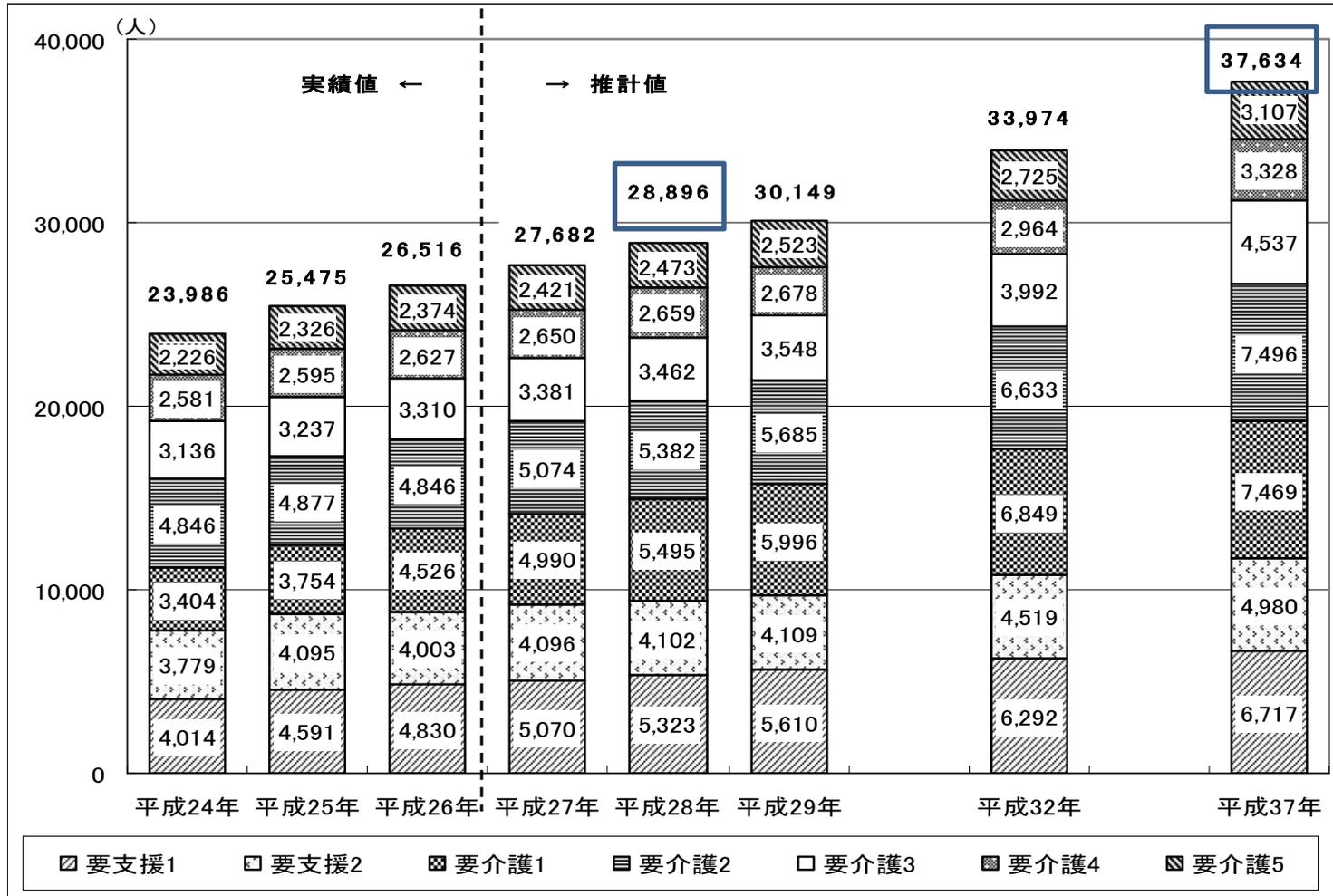
いきいき長寿TRYぷらんⅦより



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
総人口	505,081	504,466	503,164	501,778	499,577	498,491	496,594	494,501	492,188	489,658	486,883	483,867	480,615	477,119	473,404	469,464
前期高齢者数	67,877	66,426	68,760	71,190	73,834	73,946	72,470	70,353	68,417	65,824	64,410	63,483	59,126	55,186	51,691	49,559
後期高齢者数	45,558	48,419	51,213	53,763	55,825	58,241	61,640	64,786	67,041	69,360	70,164	70,100	73,088	75,896	78,337	79,330
65歳以上人口	113,435	114,845	119,973	124,953	129,659	132,187	134,110	135,139	135,458	135,184	134,574	133,583	132,214	131,082	130,028	128,889
高齢化率	22.5	22.8	23.8	24.9	26.0	26.5	27.0	27.3	27.5	27.6	27.6	27.6	27.5	27.5	27.5	27.5

# 要支援・要介護者の認定者数

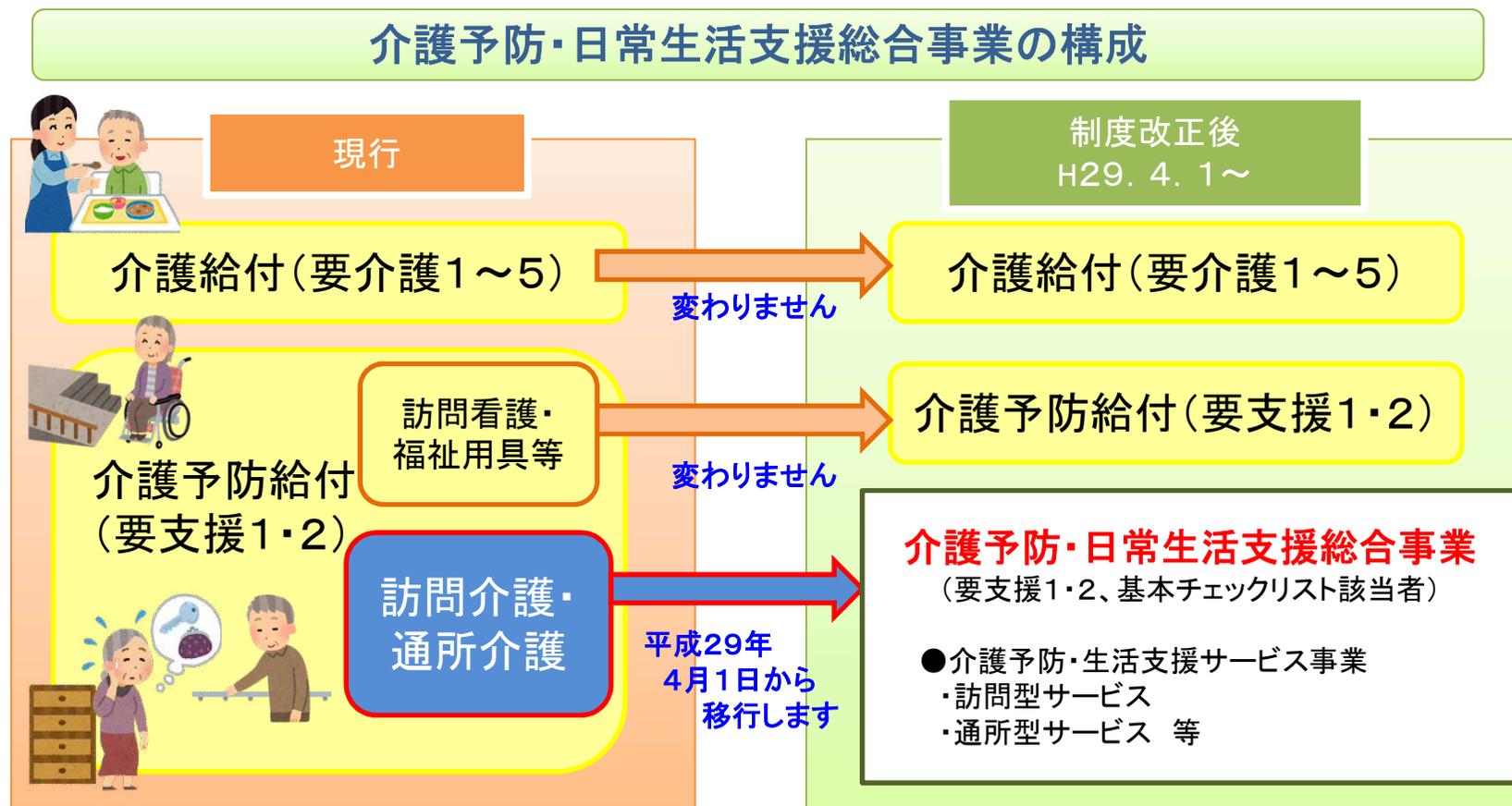
いきいき長寿TRYぷらんⅦより



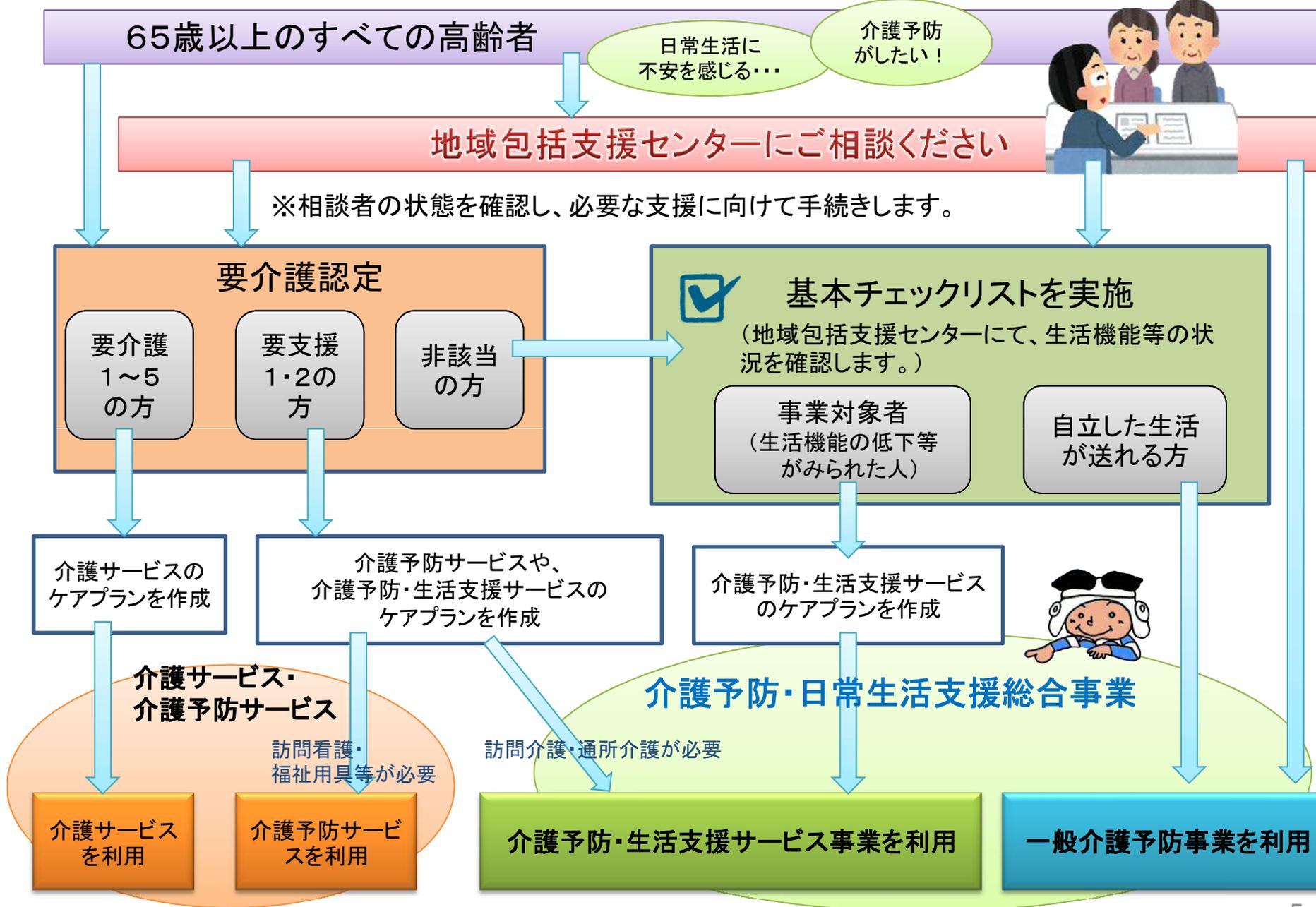
## ② 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

★平成29年4月1日から、要支援1・2の方が利用している「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、全国一律の基準（介護予防給付）から、東大阪市の介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）へと移行します。

この事業では介護事業所に加えて、市民ボランティア等の支え合いによる高齢者支援を充実していきます。

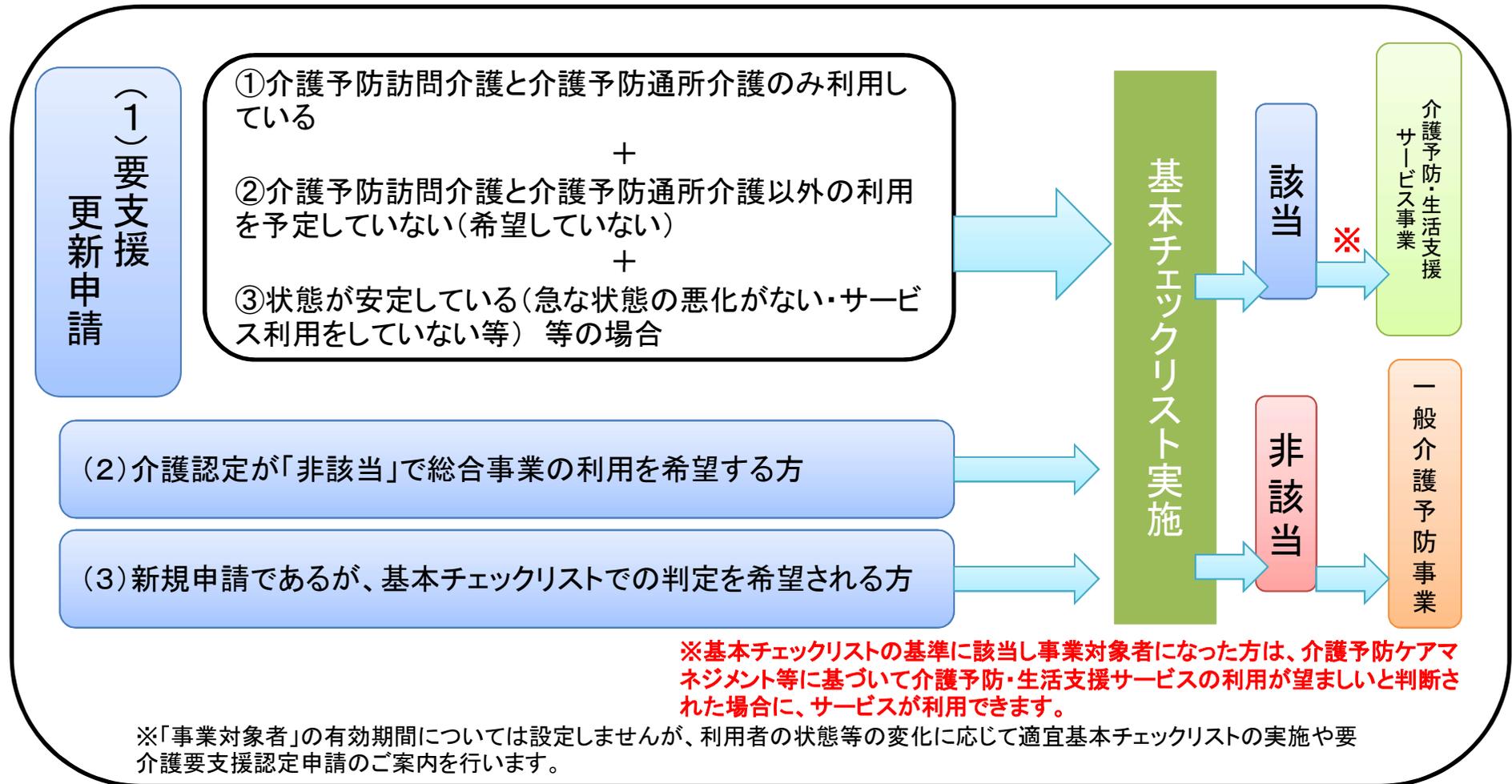
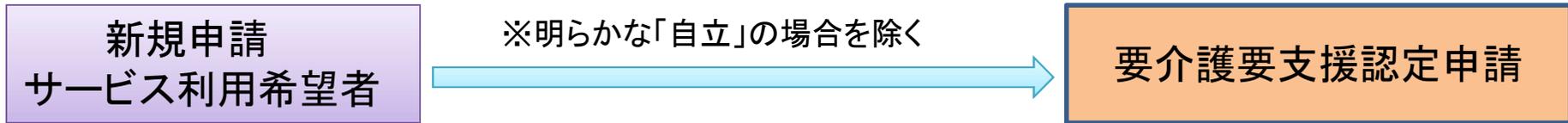


# 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



# 基本チェックリストの実施について

原則として、新規にサービスの利用を希望される方には、要介護要支援認定申請をして頂くようご案内します。  
要支援の認定を受けている方が、更新申請をする場合等に基本チェックリストの実施をご案内します。



# (参考資料)基本チェックリスト

厚生労働省ガイドラインより

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ( )

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長          cm          体重          kg          (BMI =          ) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

# 介護予防・生活支援サービス事業

## 訪問型サービス

※現行の介護予防訪問介護サービスに相当します。

### ◇訪問型介護予防サービス(ホームヘルプサービス)

【内容】 ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴など、自力では困難な行為に対して日常生活上の支援を行います。※本人のみに対してのサービス

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす(1ヶ月につき): 1割負担の金額

週1回程度の利用	1, 250円
週2回程度の利用	2, 499円
週2回を超える程度の利用(要支援2相当の方のみ)	3, 964円



## ◇訪問型生活援助サービス

新たなサービス(担い手を募集します)

【内容】 利用者の自立した生活を支援するために、  
事業者(市が実施する介護の研修の受講者)が  
ご自宅を訪問し、利用者と一緒に、掃除や洗濯などを行  
います。

※1回45分程度(本人のみに対してのサービス)

※身体介護はありません。

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす(1回につき): 1割負担の金額

- |   |      |
|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・週1回程度の利用の場合</li><li>・週2回程度の利用の場合</li><li>・週2回を超える程度の利用の場合<br/>(要支援2相当の方のみ)</li></ul> | 214円 |
|---|------|



## ◇訪問型助け合いサービス

新たなサービス(担い手を募集します)

(市民ボランティア等による支援)

【内容】 市民ボランティア等による、定期的な声かけや見守り、ゴミ出しなどの日常のちょっとした生活支援を受けることができます。

※1回15分程度、見守り訪問を行いながら玄関先でのちょっとした生活支援(例:ゴミ出し、古紙運搬、簡単な修繕、文書の代読など)を行います。

【支援者】 市が実施する介護の研修を受講した市民ボランティア等

【自己負担】 1回 25円(月4回分までの金額)



## 通所型サービス

※現行の介護予防通所介護サービスに相当します。

### ◇通所型介護予防サービス(デイサービス)

【内容】 通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のための支援を行います。

※1日おおむね3時間以上

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす(1ヶ月につき): 1割負担の金額

要支援1相当の利用者	1,722円
要支援2相当の利用者	3,529円

※送迎、入浴を含む



## ◇通所型短時間サービス (ミニデイサービス)

新たなサービス(担い手を募集します)

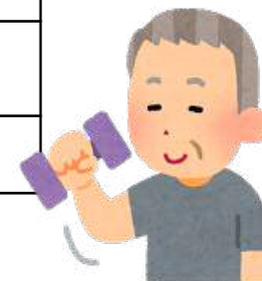
【内容】 通所介護施設(デイサービスセンター)などで、  
生活機能の向上のための簡単な運動を行います。

※1日3時間程度(休憩等含む) **原則食事と入浴はありません。**

【自己負担】 1割または2割

●費用のめやす: 1割負担の金額

要支援1・ 事業対象者	1月につき 送迎なし	985円
	1月につき 送迎あり	1,378円
要支援2・ 事業対象者	1月につき 送迎なし	2,038円
	1月につき 送迎あり	2,824円



## ◇通所型つどいサービス

新たなサービス(担い手を募集します)

(市民ボランティア等による通所型サービス)

### 【内容】

地域の通いの場などで、地域のボランティア等と一緒に生活機能の向上のための簡単な運動やレクリエーションなどを受けることができます。 ※1回2時間程度

### 【支援者】

市が実施する介護の研修を受講した市民ボランティア等

【自己負担】 1回 100円(月8回分までの金額)



## 一般介護予防事業

◇65歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防の取り組みを行います。(要介護認定やチェックリストの該当等は問いません。)

福祉部での現在の主な取り組み

### ●楽しくトライ体操推進員養成講座

楽しくトライ体操の普及や地域の住民が主体となった介護予防活動の育成や支援を行います。



### ●元気歯つらつ教室

いつまでも健康で若々しく過ごすためのお口の体操やケアを中心に、栄養のお話、運動や健康相談など様々な内容を盛り込んだ教室です。



### ③ サービス従事者研修カリキュラム 2日間(1日6時間)

科目名	時間数	項目名	内容例
(1)職務の理解	2時間	介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の基本的仕組み</li> <li>●介護給付 ●予防給付 ●介護予防・生活支援サービス事業</li> <li>●サービス提供に至るまでの流れ(要介護・要支援認定、基本チェックリスト、地域包括支援センター、介護支援専門員、ケアプラン)</li> <li>●仕事内容や働く現場の理解(訪問型サービス)</li> </ul>
		多様なサービスの理解	
		仕事内容や働く現場の理解	
		介護職の役割、専門性と多職種との連携	
(2)老化の理解	1時間	老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体的機能の変化と日常生活への影響</li> <li>●精神的機能の変化と日常生活への影響</li> </ul>
		高齢者と健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の疾病(機能低下)と日常生活上の留意点</li> <li>●高齢者に多い病気と日常生活上の留意点</li> </ul>
(3)認知症の理解	2時間	認知症を取り巻く状況	(認知症サポーター養成講座の内容により実施)
		認知症の基礎と健康管理	
		認知症に伴う変化と日常生活	
		家族への支援	
(4)介護におけるコミュニケーション技術	1時間	介護におけるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者・家族とのコミュニケーション(相手への理解や配慮、傾聴、共感、家族の心理の理解、信頼関係の形成)</li> <li>●利用者の障がい(※)等の状況に応じたコミュニケーション</li> <li>※視力・聴力障がい、失語症、構音障がい、認知症</li> </ul>
(5)介護における尊厳の保持、介護の基本	3時間	人権啓発に係る基礎知識	●人権について
		人権と尊厳を支える介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人としての尊重 ●尊厳の保持 ●利用者のプライバシーの保護</li> <li>●QOLの考え方 ●ノーマライゼーションの考え方</li> </ul>
		介護職の職業倫理	
		自立に向けた介護	●介護における自立支援(残存能力の活用、意欲を高める介護、介護予防)
		安全の確保とリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全対策、感染対策(リスクマネジメント、事故報告、情報の共有)</li> <li>※生活援助に関連する対策を例示</li> </ul>
		介護職の安全	●介護職の健康管理(ストレスマネジメント、感染症対策)
(6)生活支援技術	2時間	生活と家事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事援助に関する基礎知識と生活支援(生活歴・価値観の理解、生活援助のポイント、調理、洗濯、掃除、買物等)</li> <li>●介護保険の対象外の支援(衣替え、庭掃除等事例紹介)</li> </ul>
(7)修了評価と振り返り	1時間		筆記試験(選択式)による基本的事項の理解確認と振り返り
計	12時間		

※研修受講者を対象にサービス提供に従事してから一定期間後、現任研修【フォローアップ研修】の実施を検討中

## ④ 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 実施時期と移行のポイント

### ○実施時期

平成29年4月1日から段階的に実施する。

### ○対象者

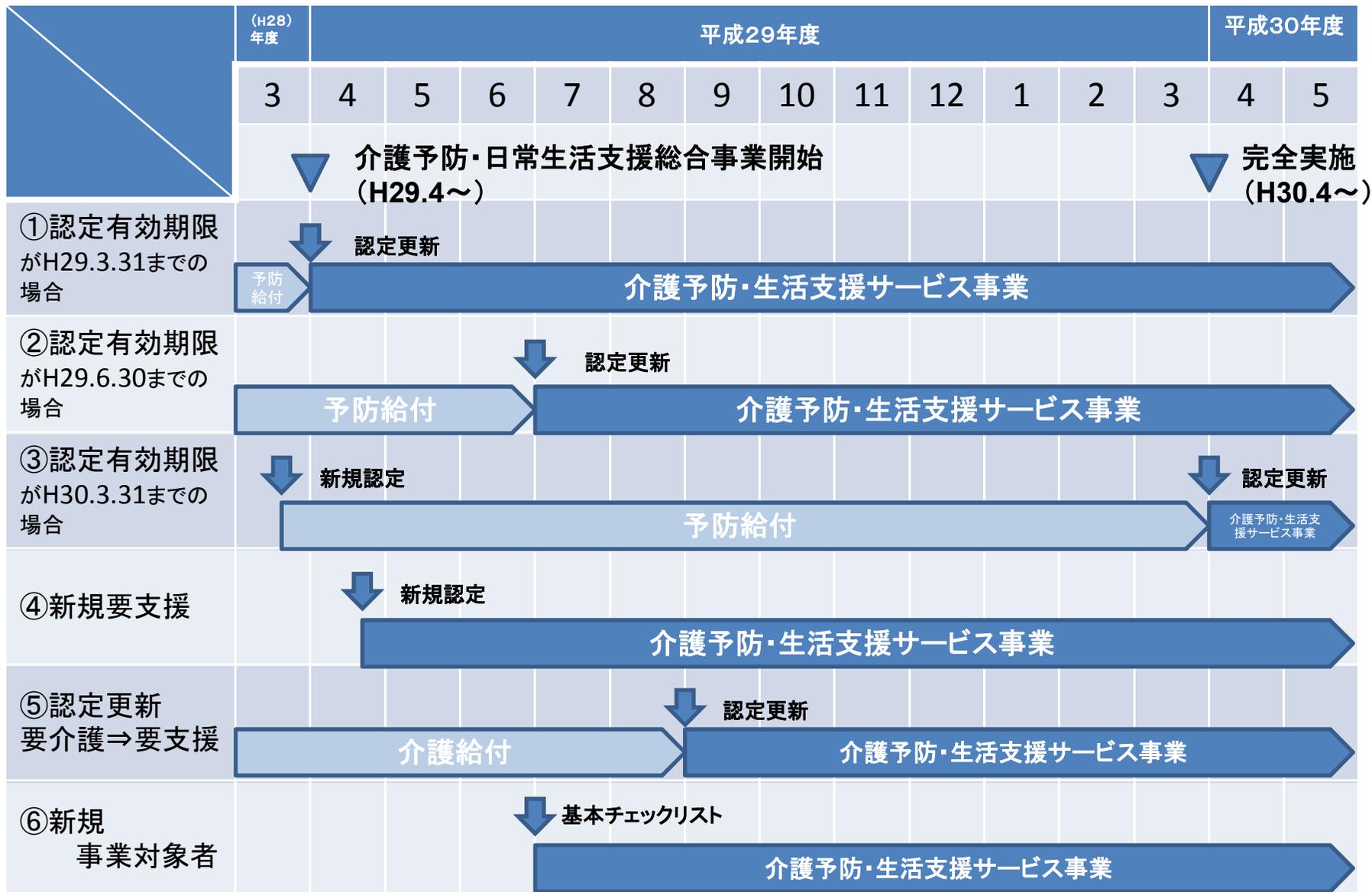
- ・要支援1、要支援2の方
- ・65歳以上の方で、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

### ○移行時のポイント

- ・平成29年3月31日までに要支援認定を受けた方は、認定更新等までは、従前の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを利用する。
- ・平成29年4月1日以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合のサービスは介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)となる。

※詳しくは次ページをご覧ください。

# 移行の時期



# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

